

## 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和4年8月1日（月）

午後2時から午後4時まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

### ○司会

皆様、本日はお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、換気やマイクの消毒など、対策を講じながら進めてまいります。委員の皆様におかれましても、マスクの着用にご協力願います。予め御了承をお願いいたします。

また、会議中発言をされる際には係の者がお席までマイクを持参いたしますので、そちらを御利用願います。

発言が終わりましたら恐縮ですが、マイクを係の者に必ずお返し願います。

なお、マイクを直接委員に手渡すことにつきましては、感染防止のためお控えいただきますようお願いいたします。マイクはその都度清掃の上、お渡ししたいと思います。

### ○司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

はじめに、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐藤よりあいさつを申し上げます。

### ○佐藤部長

環境生活部長の佐藤でございます。

本日は、お忙しいところ、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より、犯罪のない、安全で、安心できる地域社会づくりに御尽力いただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

さて、関係機関・団体の皆様方の御尽力により、宮城県における刑法犯の認知件数は、年々減少傾向にあり、平成24年には19,561件でありましたが、令和3年には9,389件と1万件を切り、ここ10年間でほぼ半減している状況でございます。

一方で、子どもや女性を狙った犯罪、不審な声かけ事案や、高齢者等を狙った特殊詐欺事件などが、多発している状況にはございます。ただ、記憶に新しいかと思いますが、最近では、仙台市で、登校中の女子中学生が、刃物で切りつけられるという凶悪な事件が発生するなど、県民の皆様方の不安の解消には至っていない状況であります。

県では、令和3年3月に策定しました「第4期基本計画」に基づき、犯罪のない、誰もが安全に、安心して暮らせる社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでいるところであり、昨年度は、新たに企業と連携した取組も行ってまいります。

具体的には、お手元にお配りしておりますが、株式会社ポケモン社様の御協力により、子どもに人気のある「ラプラス」が登場する防犯リーフレットを作成し、子どもたちに楽しく防犯について学んでもらうとともに、ヤマト運輸株式会社様には、配送車に「子ども見守り活動実施中」と書かれたステッカーを貼っていただき、日頃の事業活動の中で、見守り活動に御協力いただいております。

今後も、県民や事業者、関係機関の皆様並びに警察と一体となって、犯罪防止に向けて、粘り強く取り組んでいきたいと考えておりますので、一層の御支援と御協力をお願いいたします。

本日の委員会では、第4期計画に係る令和3年度の県の取組実績について御審議いただくことしております。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○司会

本日は、委員18名のうち、現時点で13名の委員の皆様にご出席をいただいております。間もなくもう1名、藤澤委員が到着される予定ですので、全体で14名の御出席をいただく予定となっております。過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日1名の方に傍聴いただいておりますので、併せて御報告いたします。

なお、傍聴されている方をお願いいたしますが、傍聴に際しましては、場内に掲示してございます傍聴要領を遵守いただきますようお願いいたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき公開となっております。議事録につきましては、まとめ次第、県のホームページにおいて公表する予定としておりますので、あわせて御報告いたします。

続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

なお、今回、新たに御就任いただきました委員におかれましては、委嘱状を本来であれば手渡しさせていただくところですが、新型コロナウイルス禍ということもございますので、大変申し訳ありませんが、机上に配布させていただいておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。では、御紹介いたします。

本委員会の会長の成瀬幸典委員でございます。

副会長の西條由紀子委員でございます。

続きまして、今回新たに委員に御就任いただきました公益社団法人宮城県防犯協会連合会専務理事の岡崎晃委員でございます。

なお、新たに御就任いただきました委員で、本日御都合により欠席されておりますが、大崎市総務部防災安全課長の佐々木規夫委員、石巻市立鮎川小学校校長の遠藤範子委員にも、新たに委員に御就任いただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、昨年に引き続きお願いしております委員の皆様を御紹介いたします。

名簿順にお名前のみ御紹介させていただきます。

遠藤龍太郎委員でございます。  
小野浩子委員でございます。  
ザンペイソフ・バキトグル委員でございます。  
菅井信子委員でございます。  
高橋敦委員でございます。  
竹田英子委員でございます。  
田中智仁委員でございます。  
中井誠一委員でございます。  
藤澤美子委員でございます。  
本郷昌孝委員でございます。  
八幡悦子委員でございます。

続きまして、事務局を御紹介させていただきます。  
先ほど御挨拶を申し上げました、宮城県環境生活部長の佐藤靖彦でございます。  
共同参画社会推進課長の石田政信でございます。

なお、事務局及び関係課室の出席者につきましては、お配りしております名簿に記載のとおりでございますので御確認願います。最後に、本日司会を務めます共同参画社会推進課の野口と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

ここで、大変申し訳ございませんが、環境生活部長の佐藤につきましては、公務のため退席させていただきますので、御了承ください。

#### ○佐藤部長

すみません。よろしく願いいたします。

#### ○司会

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしておりました、会議次第、委員名簿、関係課室出席者名簿、席次表、参考資料、資料1、資料2、机上には、安全・安心まちづくり基本計画、安全・安心まちづくりに関するリーフレット及び宮城県社会福祉協議会の小野委員から御提供いただきましたチラシ、それから八幡委員から御提供いただきましたリーフレットを配布しております。おそろいでございますでしょうか。

それでは、ここからの議事につきましては、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、成瀬会長に議長をお務めいただきたいと存じます。成瀬会長、よろしく願いします。

#### ○成瀬会長

議長を務めさせていただきます成瀬です。よろしく願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、限られた時間で活発な意見交換が

行われるよう、皆様御協力願います。

それでは早速議事に入りたいと思います。

まず、次第3(1)「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和3年度の実績」につきまして、事務局より説明願います。

#### ○事務局

共同参画社会推進課の菅原と申します。

私から報告事項(1)イ犯罪のないみやぎ安全安心まちづくり基本計画関連事業の令和3年度の実績について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

取り組みを説明する前に、第4期基本計画の概要を簡単に説明させていただきますので、「参考資料」を御覧ください。

委員の皆様のおかげで、令和3年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画 第4期」を策定しておりました。上段の1計画策定の趣旨(6)のとおり、計画期間は、令和3年度から5年間となっておりますが、今回報告させていただくのは、昨年度の事業実績報告ですので、計画期間1年度目の取組実績となります。

資料の真ん中の「3犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進」を御覧ください。

この計画の目標は、(1)のとおり「県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現する」こととし、(2)のとおり「支え合い」「見守り」「環境整備」を基本方針としています。資料右側のとおり、第4期基本計画の推進項目と具体的推進方策については、6つの方向性、18の推進項目から成り立っております。

第4期基本計画の改定のポイントとしては、基本的に前計画の施策体系は変更せず、重複している項目を整理し、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行いました。方向性1及び方向性2においては、これまでの町内会等を中心とした見守り活動に加え、新たに日常生活をしながら子ども等を見守る「ながら見守り」や事業者が防犯活動に携わる「防犯CSR活動」を追加しました。方向性4には、特殊詐欺や悪質商法被害の未然防止の水際対策、インターネット犯罪被害の集約、情報モラルの推進を追加しました。方向性6においては、被災地の安全対策を継続して推進するとともに、今後起こりうる災害時の防犯対策や新型コロナウイルス感染症等に伴う新しい生活様式に適応した防犯対策の推進を追加しました。これらの18の推進項目の下に取り組んだ事業・取組の実績について、御報告させていただきます。

なお、今回の事業報告では、方向性1から3までの前半と方向性4から6までの後半に分けて説明させていただき、委員の皆様からの御質問・御意見をいただく時間も前半と後半に分けさせていただきます。時間の都合もございますので、新たな取り組みや拡充した事業を中心にかいつまんで説明させていただきます。

資料1の1ページを御覧下さい。

方向性1「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」です。

推進項目（１）「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」のうち、推進方策イ「地域安全情報の提供」では、「地域安全情報の提供」としまして、県警で配信している「みやぎセキュリティメール」による犯罪発生情報や、犯罪被害に遭わないための防犯情報の発信を随時行っております。

メール登録者数は、令和３年末現在 10,255 名で前年比 652 名増となっております。また、セキュリティメールの総発信件数は 1,332 件であり、そのうち、子どもに係る件数は 927 件でした。

推進方策ロ「地域における安全教育の充実」では、「地域安全教室講師派遣事業」として、地域で開催される安全・安心まちづくりに関連した講習会や防犯教室等へ講師を派遣しました。

令和３年度は、12 箇所講師を派遣しており、前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、講師派遣の要望が減少傾向であったものの、11 月に発生した登米市の認定子ども園に刃物を持って侵入された事件の後、保育施設や児童館の職員を対象とした「不審者対応訓練」の要請が増え、17 件の要請がありました。そのうちの 5 箇所は感染症の拡大と地震災害のため中止となりました。

一部事例を紹介しますと、白石市の保育園・放課後児童クラブで、防犯講話と刺股を使った不審者対応訓練を行いました。講師が不審者役となって施設に侵入した場合を想定し、実践形式で行われましたが、登米市子ども園の侵入事件の後だったこともあり、保育士や職員の方々は、警察が到着するまでの対応や女性職員しかいない場合の不審者への対峙の仕方などの課題を持ち、緊張感を持って対応されました。

また、オンラインで対応した事例としては、本日御出席いただいております小野委員の御協力により、県内の障害福祉施設職員を対象として開催いただいた防犯訓練や、企業からの要望により護身術訓練のリモート配信に対応した訓練もありました。

なお、この「地域安全教室講師派遣事業」については、「不審者対応」のほか、「子どもを犯罪被害から守る取り組み」や高齢者等を対象とした「特殊詐欺被害対策」等、申込者の要望に沿った内容に応じて県職員、警察職員、宮城県警備業協会様等に御協力いただきながら講師を派遣しておりますので、このほかの各推進項目の取り組み事業実績としても、再掲として記載しております。

次に、2 ページを御覧ください。

推進項目（２）「安全・安心まちづくり活動の推進」として、推進方策イ「安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成」に関連する事業としまして、「犯罪のない安全・安心まちづくりリーダー養成講座」を開催しました。

こちらは、「地域防犯マップ」の作成を通じて県内各地域の防犯ボランティア活動のリーダーとなる人材育成のために開催している講座で、令和３年度は、大崎市で開催し、本日御出席いただいております仙台大学の田中先生に講師として対応いただきました。

参加者は、実際に地域を歩いて見回り、マップを作成しましたが、「知っている場所でも、これまでとは違った視点で地域を見回り、気づきが多かった」等の意見がありました。

推進方策ロ「県民等の社会活動への参加の促進」に関する事業としましては、「防犯ボランティア活動等の支援」として、企業が取り組む自主的な防犯活動である防犯 C S

R活動を活性化するため、積極的な活動を行う企業を表彰し、企業の士気高揚を図ったほか、防犯ボランティアリーダーを対象としたオンライン研修や地域住民による青色回転灯を装着した防犯パトロール車の普及促進のための広報活動行いました。

次に、3ページを御覧ください。

推進項目(3)「各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働」です。

推進方策イ「自治体、警察、県民、事業者、各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進」に関する事業としまして、安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムを開催しました。

このフォーラムは、県内を5つのブロックに分け、毎年ブロックを変えながら開催していますが、令和3年度は仙台ブロックを対象地域として2回開催しました。内容としては、こちらの事業でも仙台大学の田中先生に御協力いただき、「子どもを犯罪被害から守るための基礎知識」について講演いただいたほか、荒町子まもりプロジェクト実行委員会から、商店街、児童館、市民センターが中心となり、荒町地区内の企業や団体が連携して子どもの防犯活動に取り組む活動を紹介していただきました。このほか、周辺地域の市町村職員、警察官、教員、防犯ボランティアなど、各専門分野の方が、日々どのように防犯活動を行っているかなどの意見交換の時間を設け、連携のきっかけづくりを図りましたが、参加者から好評な事業ですので、今年度も開催を予定しており、今後も継続してまいります。

推進方策ハ「県民運動としての推進体制の確立」では、「すばらしいみやぎを創る協議会との連携」とし、すばらしいみやぎを創る運動関係者と安全・安心まちづくり運動関係者を集め、フォーラムを開催しました。このフォーラムでは、団体の表彰のほか、昨年度は、記念講演とし、カギの専門家が伝えたい防犯対策について企画し、「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域が守る」という防犯意識の醸成を図りました。

次に、4ページを御覧下さい。

方向性2「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進」です。

推進項目(4)「子どもの安全対策の推進」ですが、推進方策イ「地域における子どもの安全確保に向けた連携の強化・取り組みの推進」として、新規の取り組みである「防犯CSR活動」を御紹介させていただきます。

県では、昨年11月にヤマト運輸株式会社様と包括連携協定を締結し、地域の諸課題に連携・協力していくこととなりましたが、取り組みの1つとして、営業車・配送車へ「子ども見守り活動実施中」と記載されたステッカー掲示により見守り活動に御協力いただきました。あわせて県でも一部の公用車に同じステッカーを掲示することとし、見守り活動を推進しております。

次に、5ページの下段を御覧ください。

推進方策ホ「子どもの虐待防止の取組の推進」のうち、下から2つ目で、こちらも新規事業となりますが、児童虐待を防止するためのSNS相談を令和3年9月から開始し、虐待防止に向けた対策強化を図りました。子どもや保護者の悩みをいち早くキャッチし、虐待の芽を摘むことができるように開設した相談窓口で、561件の相談を受け、対応し

ました。

次に、6ページを御覧ください。

推進項目(5)「子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実」としまして、下段の推進方策口「子どもの犯罪回避能力の育成等」の「安全・安心まちづくり広報啓発事業」ですが、子どもの犯罪被害を未然に防止するために作製したリーフレットとポスターについて紹介させていただきます。見本として委員の皆様にお配りさせていただいておりますリーフレット「ラプラスと学ぼう!!こわ〜いめにあわないための7つのおやくそく」を御覧ください。こちら企業との連携した取り組みとなりますが、県は、昨年7月に株式会社ポケモン様と包括連携協定を締結し、連携する取り組みの1つとして安全なまちづくりに御協力いただけることとなりましたので、ポケットモンスターのキャラクターである「ラプラス」を掲載して作製しました。「ラプラス」はみやぎ応援ポケモンとして、県の観光振興や復興支援のため、様々な取り組みを行っておりますが、こちらのリーフレットやポスターは、子どもたちに楽しく防犯を学んでもらうことを目的として、小学校の新入生や警察署へ配布し、好評をいただいております。内容としては、防犯標語である「いかのおすし一人前」の説明と、保護者向けの防犯ポイントも盛り込みました。

なお、リーフレットやポスターは、県のホームページにデータを掲載しておりますので、ダウンロードして御活用いただくことも可能です。

次に、8ページを御覧ください。

方向性3「防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進」です。

推進項目(6)「女性を犯罪の被害から守るための対策と推進」につきましては、推進方策口「女性が相談しやすい環境の整備」下段にあります「性暴力被害者支援事業」としまして、「性暴力被害者支援センター宮城」を委託運営し、性暴力被害者及びその御家族等からの相談に応じ、医療機関への付き添い支援など関係機関へのコーディネート支援を行いました。取扱件数は、447件ということで、前年度の266件から増減率68%と大きく増加しております。

こちらの事業について、委員の皆様へ参考としてリーフレット「けやきホットライン」を配布しておりますので、御覧ください。裏側を御覧いただきますと、けやきホットラインの下に曜日別の開設時間を記載しておりますが、2つ目の※「上記時間以外は、国の夜間休日コールセンターに繋がり、24時間365日相談を受け付けます」と記載のとおり、昨年10月から国との連携により、受付時間を拡充し、対応しております。リーフレットをお開きいただきますと支援内容が記載されておりますが、左上のとおり「電話相談」「面接相談」のみであったところ、こちらにはまだ記載ありませんが、令和4年4月から「メール相談」を開始し、また、「外国語による相談」に応じるため、通訳を行い対応することが可能となりました。なお、メール相談及び外国語の対応については、今年度新たに作成するリーフレットから更新する予定としており、来年度の事業実績にて掲載させていただく予定です。

さらに、本日資料は用意しておりませんが、今年の6月に新たに成立した「AV(アダルトビデオ)出演被害防止・救済法」において、AV出演への勧誘、契約の締結・履

行等，ＡＶの制作公表の各段階における相談に対応するため，相談体制を整備することとされましたが，県では，この性暴力被害相談支援センター宮城において相談に応じることとなりましたので，これまでどおり警察，医療機関，弁護士等の関係機関と協力しながら，また，ＡＶ被害の背景にある被害者の貧困，性犯罪及び性暴力の問題の根本的な解決に資するよう，社会福祉とも連携を図りながら対応して参ります。

資料１の９ページを御覧ください。

同じく女性関係の相談窓口としては，「女性相談員の設置事業」として各保健福祉事務所及び女性相談センターに相談員を配置し，２，９５９件の相談に対応したほか，「配偶者暴力相談支援センター」では，諸問題を抱える女性の相談に応じ，援助・指導・一時保護を行いました。

また，「夜間・休日ＤＶ電話相談事業」については，本日御出席いただいております八幡委員が代表理事を務めておりますハーティ仙台様に運営いただいております「みやぎ夜間・休日ほっとライン」を開設し，２７９件のＤＶ等の相談に対応していただきました。

１０ページを御覧ください。

推進項目（７）「高齢者，障害者，外国人等の安全対策の推進」について，推進方策イ「高齢者の安全対策の推進」では，３つめ，「消費生活出前講座」としては，高齢者が被害に遭いやすい悪質な訪問販売，電話勧誘販売トラブル被害について紹介し，未然防止を図りました。

また，１つ下の，「高齢者虐待対策事業」としては，高齢者権利擁護を推進できる人材養成を目的とした研修を実施したほか，高齢者虐待に対応する方からの相談に応じて具体的な助言指導にも対応しました。

推進方策ロ「障害者の安全対策の推進」では，「障害者でんわ相談室」において，障害者の権利擁護に関する相談窓口を開設し，１，１１１件の相談に対応しました。

推進方策ハ「外国人等の安全対策の推進」では，外国人相談センターを開設し，必要な情報提供や窓口の紹介など１３カ国語でアドバイスを行いました。

また，それぞれの推進方策に記載のとおり，高齢者，障害者，外国人等を対象として，警察官による犯罪被害防止のための防犯講話や広報啓発活動を実施しております。

ここまで，前半部分である方向性１から３までの関連事業（取組）の説明については，以上とさせていただきます。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から方向性１から３までの取り組みについて説明がありましたが，この説明について何か御質問・御意見等はございませんか。

○本郷委員

誤植かどうかの確認ですが，４ページの防犯ＣＳＲ活動の説明いただきました営業者

は「者」でよろしいのでしょうか。それとも「車」なのか確認をお願いします。

○事務局

こちらは、誤植になります。「者」ではなく「車」で、営業車両と配送車等にステッカーを掲示したという内容になります。大変失礼いたしました。

○成瀬会長

ほかにはいかがでしょうか。中井委員どうぞ。

○中井委員

まず1ページのところですが、県警さんの方で、いろんな情報を発信されているということで、私も個人的に1日に何件も詐欺情報等を、どこでどういうことがありましたという情報ですが、自分も被害に遭わないようにと、非常に役に立つなと思って参考に見ております。ここに登録者数が書かれ、登録者の拡大を図ったとなっておりますが、この数字について、まだまだ県民の数からいうと、そんなに多くないなというところはありますけど、有効で有益な情報を流されているので、できるだけ多くの方が見るということが大事だと思うのですが、数についてどのようにお考えかということと、なお一層登録者の拡大を図るために工夫されていることを教えていただければと思います。

○警察本部生活安全企画課

警察本部の担当の千田と申します。

セキュリティメールの登録者拡大に関しましては、現状、予算等の範囲内で、拡大を図っているところです。更にはこの数以上に、学校、教育関係、防犯団体、自治体等、連携が構築されているメールネットワークなどを活用させていただいて、二次三次と重層的な防犯情報の提供をさせていただいているところでございます。

今後この数につきましては、拡大を図っていきたいと考えております。以上となります。

○中井委員

ぜひよろしく願いいたします。

○成瀬会長

高橋委員お願いいたします。

○高橋委員

勉強不足かもしれませんが、10ページの高齢者見守り対策事業ということでお聞きしたいことが1点あり、高齢者地域見守りに関する協定等ということ宮城県が取り組んでいると思いますが、その辺について教えていただきたいです。

あと現在、私は、日光市からの依頼を受けて、一人暮らしの高齢者の緊急通報装置等について、実際に概ね年内1,000件くらいのお宅で緊急通報装置を付けてほしいということで、日光市の方に出張し、様々な高齢者対策をしておりますが、実際、高齢者と触

れあって様々な要望等を聞きますと、やはり行政との連絡、包括支援センターとか、ケアマネジャーの訪問が少ないという話とか、あと、実際、高齢者宅でも、振り込め詐欺とか様々な電話がかかってくるということでした。

宮城県も結構やっていると思いますが、参考としまして、日光市役所の方でも、かなり高齢者対策の緊急通報とか様々な見守り活動もしておりますので、宮城県がいいとか日光市がいいという話ではありませんが、様々な行政機関で、このような高齢者の見守り活動もやっているものですから、情報交換等しながら、この事業を進めていただければなということで、参考までですがよろしくお願いします。

○事務局

情報ありがとうございます。引き続き県の方でも高齢者の見守り等そういったところで支援していきたいと思っておりますし、引き続き防犯CSR活動ということで、企業と連携しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○成瀬会長

今の高橋委員の御質問は 10 ページ目の高齢者見守り対策事業に関するものということでよろしいでしょうか。

○高橋委員

はいそうです。

○成瀬会長

これは恐らく、具体的に書かれていないので、日光市ではそういう具体的な申し出があったということなので、宮城県として抽象的にはこう書かれておりますけれど、具体的に何か実行したのかということをも多分、お尋ねになりたかったのかと思いますが。

○高橋委員

企業とどのような協定を結んでいるのでしょうか。

○保健福祉部長寿社会推進課

私の方で担当でないもので、申し訳ありません。あと、こちらの事務局の方を通じて、見守り状況、協定を結んでいるということではございますので、事務局を通じて県の見守りに関する締結状況の方、お答えさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○成瀬会長

ほかには、いかがでしょう。

○中井委員

先ほどの御発言に関連して、お願いみたいなものですが、今、コロナ禍ということで、私も地域で防犯協会の活動をしておりますが、コロナになってから戸別訪問して

の声かけが非常にしづらくなっておりまして、結果的にうちの防犯協会では、年に2回位、全戸配布のチラシを作って、声掛けしているという状況でございます。

それで、高齢者のいろんな詐欺に遭う事件が、先ほどの県警さんの情報でも、すごく頻繁に入ってきますけれど、私を見る限りでは、高齢者と言っても60代70代位の方は結構スマホを持っているという気がいたします。スマホを持っているけれど、例えば先ほどの県警さんの有益な情報を、そんなに見てないのではないかと、使いこなしていないところが大きいのではないかと思います。先ほどメールを利用している年代をお聞きしようかと思ったのですが、おそらく年齢が上がるごとにそういう機器を仮に持っていてもうまく使っていない、うまく情報を入れてないという面があるのではないかと思います。もしそうであれば、「いや高齢者だから、そんなにスマホ使えないだろう」ということではなく、高齢者がせっかく持っているのであればそういう方にせめていろんな情報を積極的に得られるような、そういう働きかけをぜひ一層力を入れてやっていただければ詐欺事件が少しでも減るのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

#### ○事務局

貴重な御意見ありがとうございます。

高齢者へそういった情報が行き届いていないということもあるとは思いますが、警察の方でもいろいろ情報を発信できるようにということで努力しておりますし、県の方でも地域安全教室で、高齢者の方々への特殊詐欺被害防止に係る講演等もしており、その際には、県からもセキュリティメール登録について、有益な情報ですので登録をお願いしますと地道に啓発していたところでした。今後も登録者数を増やせるように、いろいろ活動して参りたいと思っております。以上です。

#### ○藤澤委員

今の話に関連しますが、みやぎセキュリティメールは県のメールに登録という形になると思うのですが、各市町村単位でもメール登録をしている方が多いと思います。それで、先ほどのお話にありましたように、県の情報が各市町村の方にも届いているということなので、遠くの地域のことは高齢者の方だと、うちとは違うと考えたりすると思うのですが、自分の近隣市町村だったり、その辺の情報だけでも市町村でメール発信をしていただければ、県からくる大量のメールを見るよりは、自分に近い地域の情報を選ぶのではないかと感じました。まず市町村のメールに登録していただいて、県の方はどうなのかなという段階を踏めるような仕組みをもう少し考えていただいた方が、もっと広がりがあるのではないかと感じ、言わせていただきましたので、よろしく願いいたします。

#### ○事務局

貴重な情報ありがとうございます。

県としましても、いろいろ今後も検討しなければならないのかなと思っておりますし、あと一つ付け加えると、セキュリティメールですが、宮城県全域ということではなく、エリアを指定して登録することも可能でございましたので、補足させていただきます。今後も登録者数を増やせるよう努力して参りますので、よろしく申し上げます。

#### ○八幡委員

ハーティ仙台の八幡です。昨年は1度も参加せず失礼しました。やっと参加できました。8ページのDV・ストーカー関連が私と一番関係あると思っています。それで、DVの出前講座をハーティ仙台も行っていて、そこで配るものを今日、皆さんにお渡ししました。

私が毎年どんどん追いついていかないなと思っているのが、ネット上の被害やデジタル被害です。デートDVに関しては、去年も今年も、県警の方にストーカー規制法を中心として、相談員向けの講座をしてもらいました。去年はハーティの内部向けにしてもらい、たくさんの質問が出て好評だったので、今年は県の相談員部門の人を対象に、募集期間が少なかったのですが、たくさん来ていただきました。DV法よりも細かい改正がされているので、やはり非常に使いやすいです。それで、担当の方お二人が役立ちグッズを持ってきてくださり、詳しく教えていただいて、相談員の方たちの知識も深まりました。

やはり、若者たちにはせめてリーフレットを渡したい。リベンジポルノは恋人ができてからの性的な写真ということですが、10年後にばらまかれたりとか、それも、複製、複製で何千何万と拡散されるのです。法律が追いついていないという恐ろしさを今実感しています。東京と連携して相談が入ります。今日は県警のデジタル被害の部署のサイバー犯罪対策課の方もいらしているので、ぜひ御挨拶しようと思います。法律が追いつかない。だから中学生までに、デジタル被害のことをしっかり教えないといけないなと思っています。

これがデジタル被害のリーフレットですが、漫画だと子どもたちは、読み込みます。このことをリアルに解説できる先生たちが増えていかなければいけないと思っています。

また、ネットの出会いについてです。DVや未婚の若い人達の相談では、セクシャルな写真ではないけど、顔写真を送ってしまい、顔写真を送ったとたんにアクセスを切られる例があります。それを今度は出会い系に個人情報とセットで上げられ、その人に「つき合いたいです」というメッセージが一斉に届くという相談が入っています。そのような罠がいっぱいあるということを教えたいです。たしか数年前に県警では夏休み前にこのデジタル被害についてチラシを中学生や子供達に渡したということがあったと思います。広くデジタル被害というのを伝えていかないと、10年後とか20年後と、下手をすると本人が死んだ後も洞窟の壁画のごとく世界中にばらまかれて残っているという恐ろしいことになるのです。私は、今、スマホのカメラ機能にぞっとした思いを持っております。中学生のうちにデジタル被害については、大変なことも起きるという教育が必要だと思っています。男子もプライベートな写真を送った被害があります。

#### ○事務局

若い世代、小中高生に対するネット被害が多く発生しているということは県としても把握しているところをございまして、県の出前講座でネットの安全利用に係る講座について中学生、高校生を対象として開催し、被害防止に向けて呼びかけておりますし、あわせて保護者の方にもそのような講座を開催しております。

もちろん警察でもいろいろ情報提供したり講話に行ったり活動しておりましたので、引き続き、ネットの安全利用に関して、継続して参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○八幡委員

カード類は、若者向き、成人向き少し多めに持ってきましたので、いくらでもお持ちください。欲しい方がいたらハーティ仙台のメール相談に入れていただければ送ります。枚数が足りなかったらスキャンしたものを送ります。

○成瀬会長

どうもありがとうございます。

田中委員、お願ひします。

○田中委員

仙台大学の田中と申します。4ページのところの、推進項目（4）子どもの安全対策の推進というところで2点、確認的な質問があります。

一つは防犯CSR活動です。令和3年度はヤマト運輸さんとの協定の話ということで、明記されておりますが、私のうろ覚えかもしれませんが、それ以前にも各種消防会とか建設業協会さんと連携をして、安全・安心ネットワークフォーラムの中でも取り組みの実績を紹介させていただいたと思いますが、そのような過去の取り組みを継続されているのか、それとも改めてこの計画の中で見直しつつヤマト運輸さんから始めたということなのかの説明を、簡単でいいので補足していただければというのが1点目でございます。

2点目はながら見守り活動です。今回重点的な項目に上がっている一方で、具体的な事業内容が取り組みのところには説明がなかったもので、どのような感じでもって今、普及啓発を図っていらっしゃるのかということをお教へいただければと思います。以上です。

○事務局

まず1点目の防犯CSR活動について、過去から継続しているかというところでございますが、そういったところも、他のところと連携しながら活動しておりますし、去年ですと他には犯罪防止機器展ということで、防犯設備士協会と連携しながら防犯のグッズの紹介を行うなど活動しているところでございます。

ですので、単年度で終わりということではなくて継続して行っているところもでございますし、県だけではなく県警とも連携しながら、県警と協定を結んで活動している取り組みもございます。

次に、ながら見守り活動の普及啓発関係について、県では、チラシを作ってホームページ上に公開しているほか、昨年度は、ラジオ広報や県政だより等にも載せながら啓発活動に取り組んでおりました。

今年度も、ラジオ広報等いろんな形で広報していきたいと考えているところでございます。ながら見守り活動は、皆さん誰でもできるような防犯対策ということで、今後も

引き続き普及啓発に取り組んで参りたいと思っております。以上です。

○田中委員

ありがとうございます。

○成瀬会長

よろしでしょうか。

それでは、方向性4からの取り組みについて、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、資料1の11ページを御覧ください。

方向性4「多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」です。

推進項目(8)「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止」についてですが、詳しくはこの後の「犯罪被害情勢」で説明させていただきますが、県内の特殊詐欺被害は、昨年度から増加している状況です。

推進方策イ「特殊詐欺や悪質商法による被害にあわないための啓発活動の推進」では、「消費生活相談事業」として消費生活に関する相談に応じ、必要に応じて県警への通報誘導等の助言を行ったほか、「消費生活出前講座」では特殊詐欺に関する情報を紹介し、被害の未然防止を図りました。

「特殊詐欺被害防止対策」としては、テレビやラジオ、新聞紙面を活用した広報のほか、テレビCMの制作、放送により被害防止を呼びかけました。また、独自のメール配信やSNS、インターネット等の各種媒体を活用し、被害防止情報や予兆電話発生時の注意喚起を実施しました。

昨年から開始した新たな取り組みとしては、高齢者向けに「特殊詐欺電話撃退装置」という、固定電話機に取り付け、通話を録音する旨の警告メッセージを流す機能及び通話内容の自動録音機能を備えた装置について、1台につき7,000円を上限とし、購入費の2分の1の金額を補助することとし、243件の申請を受理しました。

推進方策ロ「関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進」の「特殊詐欺被害防止対策」としては、金融機関、コンビニエンスストア、配送業者と連携し、水際対策による未然防止活動の強化を図りました。

次に、12ページを御覧ください。

推進項目(9)「インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進」として、推進方策イ「インターネット犯罪被害防止のための啓発活動の推進」の取り組みとしては、「インターネット安全利用推進事業」においてインターネット安全安心利用フォーラムを開催しました。このフォーラムでは、精神科医師を講師として子どものゲーム依存、治療プログラム等について講話いただいたほか、県警から警察が行うインターネット安全利用対策について説明しましたが、出席された保護者、学校関係者、青少年育成関係者等の参加者からは、「スマホ中毒への対応のヒントを得た」や「事例への対応に役立たい」等の御意見をいただきました。

推進方策ハ「情報化社会の進展に伴う新たな犯罪被害の防止」については、第4期基本計画から新たに追加された項目ですが、「宮城県サイバーセキュリティ協議会活性化」について、この協議会は、県、県警及び国、市町村、民間企業、教育・医療機関等の関係機関で構成されておりますが、協議会を活用して情報共有やセミナーを開催し、インターネット犯罪被害防止に取り組みました。また、「サイバー防犯ボランティア活性化」においては、コミュニティサイトにおける違法・有害情報の発見・削除要請を行います。令和3年中の実績としては、1,124件の発見と657件の削除に取り組みました。

次に、13ページを御覧ください。

推進方策ニ「子どもに対する情報モラル教育の推進」ですが、4つめの「SNS等に起因する犯罪被害防止対策事業」としては、スマホ等のネット接続機器からの有害情報の閲覧防止やSNSに起因する犯罪被害防止のため、携帯電話事業者と協働したインターネット安全利用教室の開催や、一定の基準に基づき閲覧を制限するフィルタリングの普及に向けた広報活動に取り組みました。

次に、14ページを御覧ください。

推進項目(10)「大麻をはじめとする薬物乱用の防止」です。

推進方策イ「若年層に対する薬物乱用防止教育の推進」について、「薬物乱用防止啓発活動」としては、県警において、感染症拡大に配慮しながらリモート方式による講話を行うなど工夫し、学校や企業・団体に向け、継続した啓発活動に取り組みました。

また、薬物乱用防止教室の講師派遣事業により県内の学校等へ指導員や薬剤師会等の講師を派遣し、薬物乱用の防止を推進しました。

次に、15ページを御覧ください。方向性5「犯罪の防止に配慮した安全な環境整備」です。

推進項目(11)「犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり」についてですが、こちらは、先月、仙台市で発生した通学路で登校中の学生が刃物で切りつけられるという痛ましい事件が発生しましたが、関連性のある項目となります。

推進方策ロ「子どもにとって安全な通学環境の整備」としては、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン広報啓発活動」とし、前半の説明で紹介させていただいた安全・安心まちづくりネットワークフォーラムにおいて、住民・学校関係者・事業者等を対象に防犯カメラのガイドラインを説明し啓発を行いました。

このガイドラインは、県が平成28年度に策定し、プライバシーに配慮しながら防犯カメラを設置されるよう「防犯カメラ設置中」と表示を行うことや、管理責任者の指定、画像の適正な管理、設置者の責務等が分かるように運用すること等を掲載しております。

次に、「登下校防犯プランに基づく防犯対策」ですが、市町村教育委員会、所管警察と連携してスクールガード養成講習会を開催しました。また、警察・学校・自治体・防犯協会等が連携し、通学路での見守り活動や危険箇所の点検を実施しました。

次に、16ページを御覧ください。

推進項目(12)「犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及」ですが、推進方策ロ「自動車・自転車の盗難防止対策の推進」といたしましては、「駐車場における自転車盗難防止対策」として、関係機関・団体と連携し、自転車盗難防止の街頭防犯キャンペーンを各警察署において34回実施されました。また、自転車防犯登録の加入を推奨し、約86,100台が登録されております。

次に、下段の推進項目(13)「犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及」ですが、推進方策イ「防犯性能の高い建物部品の普及」とし、「犯罪に強い住宅街の整備」としまして、関係機関・団体と連携し、空き巣等侵入窃盗被害防止の街頭防犯キャンペーンを実施しました。

17ページを御覧ください。

推進項目(14)「犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及」ですが、イ「公共施設・商業施設等の防犯力の向上」とし、3つ目ですが、「犯罪の防止に配慮した施設の普及」としては、スーパー及びコンビニエンスストア等の商業施設において、防犯指導及び防犯訓練を13回実施し、従業員に対する防犯意識の向上を図りました。

また、推進方策ロ「深夜商業施設等に対する安全情報の提供、安全対策の啓発」としては、「地域の施設のセーフティステーション化の促進」とし、コンビニエンスストア等防犯連絡協議会を通じ、県内のコンビニエンスストア各店に対し、「コンビニ防犯通信」という形でメールにより情報提供しました。

下段の推進項目(15)「防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進」については、先ほど御説明させていただきました防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについての広報啓発(再掲)のほか、3つめの「安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラの設置事業」としましては、市町村に対し、防犯カメラ設置に係る費用の補助を行っており、令和3年度は9市町村に活用され、駅前や通学路、公園や小中学校などに防犯カメラを設置されました。なお、これまで補助の対象は、市町村が直接設置する場合のみでしたが、今年度からは、市町村が防犯協会や町内会等の地域団体へ補助する場合についても対象として拡充を図りました。プライバシーに配慮しながら、効果的な設置が推進されるよう、今後も取り組んで参ります。

次に、18ページを御覧ください。

方向性6「犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」です。

推進項目(16)「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進」については、新たな取り組みはございませんが、引き続き防犯ボランティアや地域団体に御協力いただきながら違法な張り紙の除去や環境美化活動に継続して取り組みました。

下段の推進項目(17)「観光旅行者等の来県者が犯罪の被害にあわないための対策の推進」については、推進方策イ「観光旅行者等の来県者に対する地域安全情報の提供」

とし、「安全安心まちづくりの推進」として、仙台駅前のロフトや一番町など繁華街の大型ビジョンを活用して、特殊詐欺等の広報啓発を行ったほか、「観光案内所等施設における安全情報の提供」としては、観光地を管轄する警察署において、防犯ポスターの掲示や広報チラシを配布しました。

次に、19 ページを御覧下さい。

推進項目(18)「大規模災害時等における安全対策の推進」ですが、推進方策口「被災地等の新たな安全・安心まちづくりの促進」としまして、「すばらしいみやぎを創る運動」とし、ふれあいと思いやりのある人づくり・地域づくり、美しいふるさとづくりを推進するため、「みやぎ花のあるまちコンクール」を開催し、7団体を表彰しました。今年度も募集しており、災害公営住宅等での花づくりの御応募もお待ちしております。コンクールの入賞者は、県民運動として先ほど紹介させていただきました「安全・安心まちづくりフォーラム」で表彰し、すばらしいみやぎを創る協議会が発行する情報誌エールにおいて掲載しておりますが、エールには、あわせて「ながら見守り」や「防犯CSR活動」についても掲載し、啓発を行っております。

次の「公益住宅等における防犯ボランティア等の活性化の推進」としましては、被災地の自主防犯コミュニティ主催の防犯教室において防犯講話を実施しました。

最後になりますが、推進方策ニ「新型コロナウイルス感染症等に伴う新しい生活様式に適応した安全・安心まちづくり活動の推進」については、第4期基本計画から追加した推進方策ですが、「地域安全情報の提供」としまして、ワクチン接種に関連する不審電話、時間短縮営業に伴う店舗の安全対策について、みやぎセキュリティメールやツイッター、ホームページなどにより、防犯広報を行いました。

以上、前半と後半に分けて説明させていただきましたが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和3年度の実績の説明は以上です。

○成瀬会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、この説明について何か御質問・御意見等はございませんか。

○西條委員

質問ですけど、11ページのいわゆる特殊詐欺被害に関して、最近、金融機関などでは防犯対策を強化し、対策は十分とられていて、普通に利用しようとする、不自由なこともあり、それだけいろいろ対策を取られていても、犯罪が増加しているというのは、また違う方向からのやり方なのでしょうか。その辺を教えていただきたいのですが。

○事務局

確かに警察の方で銀行さんと協力して簡単に高額なお金を引き出せないというような被害に遭わないために対策をとられているところでございまして、その点で何もない利用者の方に不便をかけてしまうところはあるのですが、被害防止のために行っているの

で御理解をいただきながら取り組まれているところでございます。

特殊詐欺について去年増えているところではあり、はっきりとした原因は申し上げにくいのですが、犯人側も巧妙にいろんな新しい手口や方法で被害者の方をだまそうとしているところなので、どうしてもなかなかなくなる、対策しても追いつかないというところも増えている要因の一つなのではないかと思っております。

引き続き被害防止のために、様々なところを検討していく必要があると思っております。

○成瀬会長

高橋委員をお願いします。

○高橋委員

本当に様々な対策を講じていると思われませんが、色々と発生し、いろんな犯罪が一向に減らないということは認識しております。

あと後半部分の報告で、防犯カメラという話が随分出てきております。

私も警備業の関係で長くなったものですから、参考までのお話ですが、防犯カメラについて、これについては今、かなり発展しております。

防犯カメラに関する相談は私どもも受けますが、今の防犯カメラは普通のカメラではなく、いわゆる顔認証と、さらにその上に行く骨格認証が今の流行りであります。

ですから、さらに効果的に防犯カメラを活用することは技術的に可能です。骨格認証を導入すると不審な動き、ちょっとした変わった動きをすると、すぐにアラームを鳴らす、さらには骨格認証ですので、年齢・性別をコンピューターが自動的に判断すると。例えば、そのソフトを県庁や美術館など公的機関等で入れ、共有をすれば、その人間を瞬時に判別すると、普通のカメラであれば画像を見ながら1個1個を調べなければいけないのですが、骨格認証システムを入れると、この人間は、例えば図書館、美術館、県庁ロビーでうろろろしているということが一発でわかるということで、うちにも問い合わせが結構きます。それは別として、骨格認証という技術があり、既存のカメラでもそれを活用することができます。防犯カメラをどんどん普及して安全安心のまちづくりをしておりますが、できれば骨格認証システムとか、今の上に行く様々なシステムを使えばもっと効果的な防犯カメラの運用になるのではないかと。

東京都のある万引きが多い商店街で、それを臨床実験しました。そうしたところ、やはりAという店で万引きをした人間がB、C店にも来るということです。事前には、個人情報保護条例の関係で、新たにいろんな制度が変わっており、カメラの活用についても法の縛りはありますが、犯罪ということを念頭に個人情報の関係も少し変わってきております。できれば、東京都内でかなり苦しんでいる防犯の関係で、その骨格認証を活用しているところもありますので、将来的に犯罪防止に配慮して防犯カメラの効果的な設置運用を進めるのであれば、参考までに新たな技術を積極的に導入するというのも一つかなということで、お話しさせていただきました。以上です。

○成瀬会長

県の方からいいですか。

では藤沢委員，お願いします。

○藤澤委員

14 ページの薬物乱用防止に関することです。

私も薬物乱用防止活動を行っており，いろんな冊子やポスターを小中学校や公民館に掲示をお願いしているのですが，その中に1，2冊位しか配布されない大麻やケシの見分け方が分かる冊子があり，とてもいい冊子なのですが，少ししか私のところには配布されていません。ケシ，大麻の見分け方というポスターも配布されますが，例えば花屋さんや植物に興味のある方や植物が好きの方が集まるようなところに掲示する広報はないかと考えています。不法なケシと園芸種で栽培しているケシの見分け方もあり，知り合いには葉っぱが巻いているものはだめで，こっちがいいとか言葉で説明するのですが，なかなか…。この花は綺麗だからと庭に植えている可能性がなきにしもあらずなので，そういう植物に興味があり，植えていいものと悪いものを判断できるような方々が集まる場所に掲示していただくと，大人も興味を持つと思います。やはり小中高生に向けて掲示することは大切だとは思いますが，そういう配慮も今後考えていただくことをお願いします。あと，農家さんや花き農家さんは，花にとっても精通なさっている方々なので，その違いがすぐにわかると思います。道端やあの家に変な植物が生えているなどが分かると思うので，その辺も考慮していただき，今後そういうところにも配布できるようにしていただければいいと思っております。

あともう1点ですが，不法薬物ではないのですが，最近，オーバードーズという言葉が知られるようになり，薬局でも買える薬を大量に飲み亡くなってしまおうというニュースを聞くようになったので，その啓発も小中学生，高校生にも，パンフレットの端の方にも入れていただけるといいのかなと。不法ではありませんが，使い方を間違えると，命に関わるということを入れていただければいいと感じておりますので，その辺もお願いしたいと思えます。

○成瀬会長

県から説明ありますか。

○保健福祉部薬務課

薬務課の木村と申します。御意見ありがとうございます。

ケシの見分け方のパンフレットの件ですが，おっしゃるとおり現在，部数が限られており，厚労省のページに載せられているものを自らプリントアウトして用意されるのはなかなかハードルが高いと思いますので，薬局等にポスターを貼っていただくことはあるのですが，花屋さんまでは配布できていなかったもので，今後パンフレットやポスターの数をどれだけ調達できるのかというあたりを検討させていただきたいと思えます。

オーバードーズの方は最近話題になっておりまして，法規制が十分ではないのですが，一般の処方薬，市販薬を何十錠と飲んでいるようなことが起きているので，そのあたりも薬物乱用の一種としてパンフレットやチラシに含め，薬物乱用防止教室等を実施する際にその話も内容に含めていければいいのかなと考えております。ありがとうございます。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

続きまして、次第の3(2)「本県における犯罪情勢について」、事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局

共同参画社会推進課の大江と申します。

私から、「本県における犯罪情勢」について説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料2を御覧下さい。1ページの「刑法犯認知件数の推移」から順に説明します。

こちらは、過去10年間の刑法犯認知件数の推移をまとめております。上のグラフと表が宮城県、下のグラフと表が全国の件数の推移を表しています。

県内の刑法犯認知件数は、資料には掲載されていませんが、平成13年の49,887件をピークに20年連続で減少しています。令和3年は9,398件となり、前年と比較して795件減少し、初めて1万件を切ることができました。

このように減少させることができたのは、警察の活動のみならず、防犯団体のほか、県民の皆様が一体となって犯罪の起きにくい環境づくりに取り組んできたことが結果として表れたと考えています。

なお、今年の刑法犯認知件数につきましては、資料にはございませんが、6月末時点で4,624件となっており、前年同期に比べ87件の増加となっています。

令和4年中の刑法犯認知件数が増加とならないよう、引き続き県民の安全・安心に向けた活動をしていきたいと思っております。

検挙件数については、令和3年は4,402件と、前年に比較すれば若干減少しておりますが、全体で見ると横ばいに推移しており、検挙率については、刑法犯認知件数が減少したことによって増加傾向が見られ、令和3年は前年から若干減少したものの、10年前の平成24年に比べると約11%増加しております。

下のグラフと表は全国の刑法犯認知件数等を表しています。全国の傾向につきましても県内と同様に、刑法犯認知件数は減少傾向で推移し、令和3年は戦後最少を更新し、検挙率は増加傾向で推移しております。

次に、2ページ「包括罪種別刑法犯認知件数の推移」を御覧ください。

刑法犯認知件数を、包括罪種別ごとに分類しております。グラフの説明の前に、まず、包括罪種について御説明します。

包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他刑法犯」の6種類に分類して警察が公表しているものとなります。2ページ目の一番下に用語の説明を記載しています。例えば、「凶悪犯」には、殺人、強盗、放火、強制性交が分類されています。「粗暴犯」以降は説明を割愛させていただきますので、詳細は表の記載を御参照ください。

それではグラフの推移について説明します。上段の宮城県の推移を御覧ください。こ

れを見ますと、どの年でも窃盗犯が件数の大半を占めていることがわかります。令和3年の割合では、宮城県は窃盗犯が全体の63.9%を占めています。資料に掲載はございませんが、窃盗犯のうち、万引きが26.4%、自転車盗が18.8%となっています。このほか、粗暴犯が8%、知能犯が7.9%となっています。全国の割合も、窃盗犯が67.2%と6割以上を占めており、ほかの罪種を見ても、宮城県の割合と同じような割合となっていることがわかります。刑法犯認知件数が減少しているのは、件数の大半を占める窃盗犯のうち、街頭犯罪や侵入犯罪を減少させたことで、全体の刑法犯認知件数の減少につながっていることができています。

次に3ページを御覧ください。

「13歳未満の子どもに対する声かけ事案等の発生状況」について説明します。

こちらの件数は、男女の区別はなく、13歳未満の子ども全てに対して行われた件数となっています。声かけ事案の用語の説明については3ページの下に掲載しておりますが、「声かけ」や「つきまとい」などのこれらの事案は、子どもや女性を狙っているという性質上、誘拐や性犯罪などの重大犯罪に発展する可能性があるため、予兆事案としても位置づけられています。

発生件数について説明します。刑法犯認知件数は右肩下がりに推移しているのですが、声かけ事案については、令和2年の516件に対し、令和3年が592件と76件の増加となっており、刑法犯認知件数のような減少傾向とはなっていないため、子どもに対する情勢は予断を許さない状況と言えます。

続きまして、4ページを御覧ください。

こちらは先ほど説明した子どもに加え、全ての年齢の女性に対して行われた声かけ事案の発生状況の推移となります。こちらについても、減少とはなっていないことがわかります。令和3年における発生については、迷惑行為防止条例違反が多く発生しております。これは、痴漢や盗撮などによる事案です。また、前年から比較すると声かけやつきまといの発生が増加している状況となっています。

次に、下段の「時間帯別の声かけ事案発生状況」を御覧ください。発生は、午前7時台と午後2時から午後6時までの間が多く、登下校や通勤などの時間帯に多く発生している傾向があります。犯罪の発生を抑制させるためには地域の目を増やすことが大切であるため、なるべくその時間帯に地域の目を増やすために、誰でもできる防犯活動として「ながら見守り活動」を推進しているところです。

次に5ページの「特殊詐欺被害状況の推移」を御覧ください。

上が県内、下が全国の推移となります。県内は平成27年の認知件数350件、被害金額約10億円をピークに、件数・金額ともに減少傾向が続いたところがございますが、令和3年は一転して件数・金額ともに大幅に増加しました。前年より100件、約1億5千万円増加となり、280件、約4億3千万円の被害となり、深刻な状況となっています。前年から比較して、県内では架空料金請求詐欺と還付金詐欺が大きく増加しています。

還付金詐欺については全国でも増加している手口となっていますので、ATMでは還付金は受け取れないことや金融機関と連携した対策を引き続き行っていくことが必要に

なってきます。

なお、特殊詐欺がどのようなものかということについては、次の6ページの下に類型を掲載していますので、そちらを参考としてください。

6ページを御覧ください。

上の二つの円グラフは、令和3年の宮城県の特殊詐欺の傾向を表したものです。左側の認知件数のグラフを御覧ください。

令和3年の被害の傾向については、架空料金請求詐欺が件数としては最も多く全体の31%、続いて還付金詐欺20%、キャッシュカード詐欺盗19%と続きます。右側の円グラフで被害額の割合を御覧いただくと、オレオレ詐欺の1件あたりの被害額が大きいため、被害額に占める割合としては、最も多くなっています。

次に、真ん中の円グラフを御覧ください。こちらは、年代別の被害状況になります。

グラフの太い線で囲んだ部分が、65歳以上の高齢者を表しており、全体の約4分の1が65歳以上の高齢者が狙われて被害に遭っているという状況になっています。高齢者の被害をいかに抑えるかが課題となります。被害になるきっかけとして、多くが固定電話機に犯人から電話がかかってくる状況から、固定電話機対策として、県警では昨年度から特殊詐欺電話撃退装置等の購入補助事業を行っていますし、一部の市町村では電話機の購入や貸し出しなどの補助事業を行って対策を図っているところです。

次に7ページを御覧ください。

上のグラフは、全国のサイバー犯罪の検挙件数の推移の状況です。サイバー犯罪については、グラフの下に記載していますが、不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、ネットワーク利用犯罪の3類型に分類されています。デジタル化の進展に伴い、サイバー犯罪については、全国的に年々検挙件数が増加し、令和3年は12,209件の検挙となっております。

宮城県の検挙件数についても、中央の表とグラフのとおり、全国同様に増加となっております。著作権法違反や児童買春・児童ポルノ法での検挙が多くなっています。

下段のグラフと表は、宮城県警に寄せられたサイバー関係相談を示したものですが、相談件数も前年より増加しております。オンラインショッピングやキャッシュレス決済などの普及が進み、生活が便利になりましたが、その反面、悪質商法や不正アクセスなどのトラブルも増加し、ネットを取り巻く環境に不安を覚えている方々が多くなっている状況と言えます。

最後に8ページを御覧ください。

こちらは、福祉犯被害に遭った児童のうち、SNSに起因して被害に遭った被害児童の推移でございます。ここでいう児童というのは、18歳未満の者を指します。

そして福祉犯について説明しますと、グラフの下に記載していますが、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪などを言い、青少年健全育成条例や児童ポルノ法、児童福祉法違反などが該当します。

令和3年は宮城県では34件の検挙となり、前年よりは微増となりました。全国的にも宮城県の推移と大きく変わるところはありません。

中段の表は、学識別の被害者の人数を表しています。中学生と高校生が大半を占めることが分かります。

そして、下の表は、被害となったきっかけとなるアクセスの手段について表されています。ほとんどがスマートフォンを利用していることが分かります。そのため、特に中高生を対象として、SNSを利用する際の注意喚起をしていき、適切な利用への指導をしていくことが求められています。

資料の説明は以上です。

刑法犯認知件数は減少していますが、先日は通学中の中学生が刃物で切りつけられる事件が発生していますし、刃物を持った者の目撃情報もありますので、体感的な治安はよくなったとは言い難い状況にあると思います。

誰もが安心して暮らせる宮城県となるよう、引き続き県民が一体となった安全で安心なまちづくり活動を推進していきたいと思います。

○成瀬会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

○中井委員

参考までにお聞きしたいのですが、特殊詐欺について、令和3年増加ということですが、いわゆる加害者、だます方の人たちは、どういう方々なのでしょう。うちはたまたま留守電を常備しているので何も話してくれないのですが。よく海外からかけられている等ということを見ていたりするのですが。内容や相手方というのは変化していたりするのかな、分かる範囲で参考まででどういう状況なのか教えていただければと思います。

○成瀬会長

西條委員どうぞ。

○西條委員

実例を。数年前に我が家にたまたまかかってきまして、オレ、オレだよと息子を装いかかってきました。うちの息子はやりかねないのですが、書類をどこかに忘れ、しかも自分の携帯を水の中に落としたから使えないので、上司の携帯を借りて話しているのだなど、いろんな話をしてくれました。やりかねないと思いつつちょっと変だと思い、今どこにいるのかと場所を聞いたり、いろんな話を引き出してみると、やっぱりこれはちょっとおかしい。そういう場所にいるはずはない。

でも、方向的には大学にいた頃の方だったのでは、名簿が回っているのではないかと疑いつつ、いろいろ対応しているうちに完全に違うと思い、電話を切った後に息子に直接電話して解決しました。警察から電話が行くからそれを受けて対応してくれという話だったのですが、それ以降は電話がなかったのでそのままにしました。これは一つの例

ですが、多分、何かの名簿が回っているのではないかという推測はしました。

○成瀬会長

警察本部の方から何かございますか。

○警察本部生活安全企画課

警察本部から御説明させていただきます。

捜査の方の担当とは違うのですが、これまでの捜査の過程で押収した名簿をもとに注意喚起、情報提供をしております。

犯人グループが何らかの名簿をそういった業者であったり、あとは卒業名簿であったり、そういった様々なものを入手して、そういうものをもとに、それぞれの地方に電話をかけているという実態があるのは認識しております。

そういうものを捜査の過程で押収しましたら、そういうところからかかってくるかもしれないのでどうぞ御注意くださいということで、各県警が注意喚起の広報を実施しておりますので、御承知おきください。以上です。

○成瀬会長

ほかいかがでしょうか。

私からよろしいですか。資料の2ページ、認知件数が減っていることは結構なことだと思うのですが、凶悪犯のところで、全国は数値で見ると、今、大江さんから説明がありましたけど、割合は確かに全国並みになったということですが、実はそれまで、宮城県は凶悪犯の割合が低くて、それがこの4年位ずっと右肩上がり認知件数自体増えている。全国を見ると、凶悪犯は当然認知件数の減少に応じて下がっている。というわけで宮城県については、認知件数は減っているけれど凶悪犯の数が増えているということだと思うんです。

先ほども話しがあったように八木山の中学生が刺された事件が問題になりましたが、こういうふうに宮城県の方で、凶悪犯が増加していることについて県警の方でどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○警察本部生活安全企画課

資料に記載のとおり、凶悪犯が認知件数とは比例せず、若干増加しているという現状については認識しているところでございますけれども、検挙の件数も相まってこのように数字が伸びるというところもありますので、一概に犯罪だけが増加しているということではないと認識しております。

ただ、数字としてこのように表れますので、今後一層、凶悪犯につきましても、低減させるよう努力していきたいと思っております。以上です。

○成瀬会長

宮城県は特殊詐欺も増えていますし。この数字だけ見ると、全国に比べると、治安が悪くなっているような数字に見えなくもないのですが。私からは以上です。

ほか、何かございますか。よろしいでしょうか。

ではほかに御質問等ないということでしたら、以上をもちまして、議事を終了ということにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○司会

成瀬会長，議事進行ありがとうございました。

委員の皆様，長時間の御審議ありがとうございました。

それでは次第4その他についてでございますが，本日，小野委員から資料提供をいただいておりますので，小野委員からよろしいですか。

○小野委員

お時間をいただきます。宮城県社会福祉協議会が運営適正化委員会の小野と申します。

運営適正化委員会を聞き慣れない言葉という方もいらっしゃると思うのですが，運営適正化委員会は，県社会福祉協議会に設置するというところで，県内では一つしかないところでございます。

役割としては二つありまして，まず黄色のパンフレットにありますように，福祉サービスを利用されている皆さん又は御家族の方のお困り事，あとは苦情について御相談いただくというところになっております。

ただ，注意をすとか罰則を与えるとかそういう権限はありませんので，話し合いで解決をしていただくというところになっております。

もう一つの役割，まもり一ぶのピンクのパンフレットも配らせていただきました。

「まもり一ぶ」という言葉は宮城県独自に作った言葉で，このオレンジのまもり一ぶと書いてあるパンフレットの下にありますように，日常生活自立支援事業，これが全国的な呼び名になっております。まもり一ぶのパンフレットを開けていただきますと支援内容のところに，福祉サービス利用のお手伝い，金銭管理の手伝い，それから書類等のお預かりということ，このようなお手伝いをさせていただいております。

県内では，利用者に応じて，週1回利用されている方もいれば月2回と決めて利用いただいている方もおります。

利用いただける方ですが，認知機能に低下が見られる方，高齢者の方，知的障害をお持ちの方，精神障害のある方などということになっております。

これらのサービスを利用して地域での安心安全な生活をしていただくというところですが，それに運営適正化委員会がどのように関わるかというところ，裏面「安心して御利用いただくため」の下のところの適正化委員会というところで，やはりお金を扱いますので，運営適正化委員会の方で監視を行うということになっております。

私は事務局ですが，公平に選ばれた運営適正化委員という方々がいらっしゃいますのでその方々に御協力をいただきながら，安全安心な生活を地域でしていただくというお手伝いをさせていただいてるところでございます。

もし何かあれば遠慮なく御相談いただきますよう，よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございます。その他，委員の皆様から情報提供等ございましたらお願いで

きればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に共同参画社会推進課長の石田から御挨拶を申し上げます。

○石田課長

委員の皆様におかれましては本日、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様の任期でございますが、今年の10月29日で満了ということになっておりまして、本日が任期内での最後の会議ということになっております。

この2年間、特に第四期の計画の改定作業に当たりまして、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今後、委員の改選につきましては、個別に御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

本日は誠にありがとうございました。

○司会

それでは以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。